## 路外駐車場設置のチェックリスト

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | | | | | 事　　　　項 | | ﾁｪｯｸ | 備　考 |
| ●届出が必要な駐車場であるか  （法第１１条、第１２条） | | | | | １、都市計画区域内にあるか | |  |  |
| ２、駐車供用面積が５００㎡以上か | |  |  |
| ３、駐車料金を徴収するか | |  |  |
|  | | | | | | | | |
| ●添付図面は完備されているか  （省令第１条） | | | １、位置を表示した縮尺１/１０，０００以上の地形図 | | | |  | 変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面で良い。 |
| ２、➀～➂を表示した縮尺１/２００以上の平面図 | | | |  |
|  | ➀路外駐車場の区域 | | |  |
| ➁路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路、その他の主要な施設 | | |  |
| ➂路外駐車場の付近の道路、施行令７条第１項に規定する道路の部分及び橋 | | |  |
| ３、建築物である路外駐車場にあっては、縮尺１/２００以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図 | | | |  |
|  | | | | | | | | |
| ●構造、設備の基準に適合しているか  （施行令第７条） | １、自動車の出口、入口は適正か | | | | |  | ●道路交通法第４４条各号で定められた駐停車禁止部分  １　交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はﾄﾝﾈﾙ  ２　交差点の側端又は道路の曲がり角から５ｍ以内の部分  ３　横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に５ｍ以内の部分  ４　安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に１０ｍ以内の部分  ５　乗合自動車の停留所又はﾄﾛﾘｰﾊﾞｽ若しくは路面電車の停留所を表示する標識又は標示板が設けられている位置から、１０ｍ以内の部分  ６　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に、１０ｍ以内の部分  ★次の道路に面している場合は、反対側とその左右２０ｍは含まない  １　出入口に接して、さく付きのある歩道を有する道路  ２　縁石等で車線を分離され、かつ、歩道付きの道路 | |
|  | ➀道路交通法第４４条で定められた駐停車禁止部分にないか | | | |  |
| ➁横断歩道橋（地下横断歩道橋を含む）の昇降口から５ｍ以内にないか | | | |  |
| ➂幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から２０ｍ以内と当該出入口の反対側及びその左右２０ｍ以内にないか（備考欄★印参照） | | | |  |
| ➃橋、トンネルにないか | | | |  |
| ➄幅員が６ｍ（全幅）未満の道路にないか | | | |  |
| ➅縦断勾配が１０％をこえる道路にないか | | | |  |
| ➆前面道路が２以上ある場合、自動車の出入口が自動車交通に支障を及ぼす恐れの少ない道路にあるか | | | |  |
| ➇駐車場供用面積が６，０００㎡以上のとき、出口、入口は分離構造で、かつ、それらは道路に沿って１０ｍ以上離れているか | | | |  |
| ➈すみ切りの必要はないか、構造は適切か（９ﾍﾟｰｼﾞ図３参照） | | | |  |
| ➉出口付近の見通しは十分か（９ﾍﾟｰｼﾞ図４参照） | | | |  |
| ⑪道路内に出入口を設けてないか | | | |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 事　　　　項 | | ﾁｪｯｸ | 備　考 |
| ●車路の構造は適正か  （施行令第８条） | １、車路を円滑、かつ、安全に走行できるか | |  |  |
| ２、幅員は５．５ｍ（＊３．５ｍ）以上あるか（一方通行の時３．５ｍ（＊２．２５ｍ）以上でよい） | |  |
| ３、建築物である立体駐車場の時、次の基準を満たしている  　　か | |  |
|  | ➀はり下の高さは２．３ｍ以上あるか |  |
| ➁屈曲部を５ｍ（＊３ｍ）以上の内のり半径で回転できる構造であるか |  |
| ➂傾斜部の縦断勾配が１７％以下か |  |
| ➃傾斜部の路面は粗面か、すべりにくい材料で仕上げているか |
|  | | | | |
| ●駐車供用部分のはり下の高さは適正か（施行令第９条） | １、建築物である路外駐車場の駐車供用部分のはり下の高さ  は、２．１ｍ以上あるか | |  |  |
|  | | | | |
| ●避難階段は設けてあるか（施行令第１０条） | １、建築物である路外駐車場の場合、避難階段またはこれに代わる設備を設けてあるか | |  | 建築基準法  施行令第１２３条第１項もしくは第２項 |
|  | | | | |
| ●防火区画はしてあるか  （施行令第１１条） | １、建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（注１）の壁又は特定防火設備（注２）によって区画してあるか | |  | （注１）建築基準法第２条第７項に規定する耐火構造  （注２）建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備 |
|  | | | | |
| ●換気装置は適正か  （施行令第１２条） | １、建築物である路外駐車場であるとき、内部の空気を１時間につき１０回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置はあるか | |  | (注)ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の１０分の１以上であるものについては、この限りでない。 |
|  | | | | |
| ●照明装置は適正か  （施行令第１３条） | １、建築物である路外駐車場であるとき、次の照度を保つ照明装置があるか | |  | ★自動車の車路及び駐車供用部分の水平照度曲線図を添付 |
|  | ➀自動車の車路の路面　　　　　１０ルックス以上 |  |
| ➁自動車駐車供用部分の床面　　 ２ルックス以上 |  |
|  | | | | |
| ●警報装置は適正か  （施行令第１４条） | １、建築物である路外駐車場であるとき、自動車の出入り、道路交通の安全確保のために必要な警報装置があるか | |  |  |
|  | | | | |
| ●特殊装置があるか  （施行令第１５条） | １、国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものはない  　　か | |  | ★国土交通大臣の認定書の写しを添付 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 事　　　　項 | | ﾁｪｯｸ | 備　考 |
| ●駐車料金の額の基準に適合しているか  （施行令第１６条） | １、駐車料金の額の基準は、次のとおりであるか | |  |  |
|  | ➀能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正利潤を含む額をこえないこと |  |
| ➁自動車を駐車させる者に対し、不当な差別的取扱いとなる額でないこと |  |
| ➂自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にする恐れのない額であるか |  |
|  | | | | |
| ●供用時間等の明示はしてあるか  （施行令第１７条） | １、路外駐車場利用者の見やすい場所に路外駐車場の供用時間、駐車料金の額を明示してあるか | |  | ★駐車場管理規程及び供用時間・駐車料金の額を明示した看板の姿図（寸法を記載）を添付 |